

# 第43回国分寺まつり出店要項

## 1 国分寺まつり開催の趣旨

国分寺まつりは、市民が文化、歴史、福祉を考え、地域産業と市民生活のかかわりを深めるとともに、コミュニティづくり、ふるさとづくりの基盤であるふれあいを大切に、健康に感謝して、互いに手を結び助け合う祭典とする（「国分寺まつり実施要領」より）。

## 2 日 時

令和8年11月1日（日） 午前9時30分～午後3時30分（雨天決行）

## 3 会 場

都立武蔵国分寺公園（国分寺市泉町二丁目）

## 4 出店資格

市内在住・在勤・在学・在活の個人又は当該個人が構成員となっている団体で、その出店が国分寺まつり開催の趣旨に寄与するものとして実行委員会が適当と認めたもの

## 5 出店内容

出店スペース内での展示、発表、物品の販売等

## 6 出店スペース

1小間：間口3.6メートル×奥行き2.7メートル

※個人の場合は1人1小間1出店、団体の場合は1団体1小間1出店限りです。

※出店スペースを超えるサイズのテントは、持ち込めません。

## 7 出店費用等

・ 出店料	15,000円
・ 電気料（15A 100V 1ソケット）	8,000円
・ レンタルテント	約11,000円
・ レンタル三方向幕	約4,000円
・ レンタルウェイト（1個）	約500円
・ レンタルテーブル（1台）	約1,500円
・ レンタル椅子（1脚）	約500円

※出店費用等は令和8年9月16日（水）開催の出店者説明会にてお支払いください。

※電気料・レンタル備品料は、使用する場合のみ費用がかかります。

※電源は1ソケット15A（100V）までです。15Aを超える場合は2ソケット申し込む必要があります。

※上記レンタル備品料は変動する場合があります。

※レンタル備品料には、設置費及び撤去費が含まれています。

※テントをレンタルする場合は、ウェイトは不要です。テントを持ち込む場合で、ウェイトを用意できない場合は、レンタルしてください（1柱につき1個必要）。

## 8 出店条件

- (1) 令和8年9月16日（水）開催の出店者説明会に、少なくとも1人が必ず参加すること。
- (2) 出店に関して、公衆衛生及び災害防止に十分な設備を有し、又は十分な措置が講じられていること。
- (3) 飲食物を取り扱う出店者は、「行事における臨時出店届」を提出すること。また、調理をする場合は必ずテント・三方向幕を使用すること。
- (4) キッチンカー（全長概ね5m以内）を除き、販売する食品は原則1品目とすること。
- (5) 火気使用器具等を扱う出店者は、必ず消火器を持参すること。
- (6) 出店で発生したごみは、持ち帰ること。
- (7) 出店の目的が、特定の宗教の布教等の宗教的活動、又は特定の政治家若しくは政党の支持若しくは不支持でないこと。

## 9 申込期間

令和8年7月3日（金）～17日（金）（土・日を除く。）

午前9時～午後4時30分（正午～午後1時を除く。7月3日のみ午前9時30分に受付開始）

※出店の可否については、後日御連絡します。

## 10 受付場所

令和8年7月3日（金） 国分寺市役所2階201会議室  
（国分寺泉町2-2-18 2階）

令和8年7月6日（月）～17日（金） 国分寺市役所文化課  
（国分寺市泉町2-2-18 1階）

## 11 申込方法

上記の申込期間中に受付場所にお越しいただき、出店申込書に必要事項を記入の上御提出ください。

## 12 注意事項

- (1) 思想等で対立した論点について一方的な主張を行うことを主な目的としており、他の出店者、参加者、来場者等との間に対立を招き、まつりにおいてトラブルを生じるおそれがあると認められる出店内容等は、国分寺まつり開催の趣旨に寄与するものと認められず、出店をお断りする場合があります。
- (2) 当日は、国分寺まつり実行委員会の指示に従っていただきます。申込みと異なる内容で出店した場合、安全の確保について十分な措置が講じられていない場合、当日に他の出店者、参加者、来場者等との間にトラブルを生じさせた場合、国分寺まつり実行委員会の指示に従わなかった場合等は、厳重注意の上、実行委員会の判断で出店を中止していただくことがあります。
- (3) 公園内は、園内通路養生のため、搬入・搬出に際しては、総重量2t以下の車両のみ通行が可能です。また、園内走行時は、制限速度（時速5キロメートル）を厳守してください。
- (4) 出店費用等支払い後に出店者の都合で出店を取り止めた場合又は注意事項に違反したため出店中止となった場合、出店費用等は返還しません。主催者の責によらない事由（地震・風水害・事件・事故・その他疫病等）で国分寺まつりが中止となった場合、出店費用等は返還しません。

- (5) 出店者説明会後の出店内容変更はできません。
- (6) 以下の行為は禁止とします。
  - ① 指定された出店スペース（小間）外での歩き売り、物品の配布等及びマイクや拡声器等を使用すること。
  - ② 自宅で作った食品を頒布すること。
  - ③ 署名活動及び寄付金品の募集を行うこと。
  - ④ 出店用として会場の水を使用すること及び会場内で使用した水を排水すること。
- (7) 注意事項に違反した場合、その出店者については、次回以降の出店をお断りすることがあります。
- (8) 出店者は、市ホームページ等広報への写真の掲載に了承したものとみなします。
- (9) 出店者用の駐車場はありません。公共交通機関でお越しください。
- (10) 出店に伴い出店者が他人に損害を与えた場合、出店者の責任において賠償や原状回復等の必要な措置を行ってください。
- (11) 消費生活製品安全法に基づき、一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認める製品（特定製品：PSCマーク表示義務のある製品）を販売する場合は、必ずPSCマークが付されたものとし、販売の際には使用について注意喚起を行ってください。

### 13 その他

#### (1) 暴力団排除の推進について

国分寺まつり実行委員会は、平成23年10月1日に施行された東京都暴力団排除条例を受け、暴力団排除活動のために警察と相互連携をします。

- ① 国分寺まつりに暴力団又は暴力団員を関与させません。
- ② 出店者に暴力団又は暴力団員が関与するか否かを判断するため、出店者の個人情報を警察に提供することがあります。
- ③ 出店者たる個人又は団体に属する者が暴力団員と判明した場合、その出店者の出店を取り消し、又は中止させます。
- ④ 暴力団員への名義貸し防止のため、本人確認書類の提出を求めることがあります。
- ⑤ 市民等の安全・安心確保のため、当日も警察と連携し、会場の巡回を行います。

#### (2) 個人情報保護について

国分寺まつり実行委員会では、申込み及び申請手続等のために提出された個人情報について、目的外利用又は外部提供は行いません。ただし、法令や条例等により開示請求される場合等は、この限りではありません。

国分寺まつり実行委員会事務局  
(国分寺市市民部文化課内)  
国分寺市泉町2-2-18 1階  
電話：042-312-8611